

## X線手荷物検査装置による所持品検査について

平成31年3月5日

さいたま地方・家庭・簡易裁判所

裁判所利用者等の安全確保を図るため、さいたま地方・家庭・簡易裁判所庁舎において、次のとおり、X線手荷物検査装置による所持品検査を実施します。

皆様の御理解と御協力をお願いします。

### 1 開始日

平成31年4月1日(月)から

### 2 入口、所持品検査実施場所

B棟正面玄関入口(下記図面のとおりに)

### 3 お願い

- (1) 裁判所に御用の方は、B棟正面玄関からお入りください(A棟、C棟、D棟には直接お入りいただけません。)
- (2) B棟正面玄関からA棟への連絡通路に階段があります。  
A棟に御用の方で、車いすを使用されているなど、連絡通路以外の利用を希望される方は、A棟に設置してあるインターフォン(下記図面の\*部分)で行き先を教えてください(職員が案内及び所持品検査を実施します。)
- (3) 入庁の際に、所持品検査(ゲート式金属探知機及びX線手荷物検査装置)を受けていただくこととなりますので、時間に余裕を持ってお越しください。
- (4) 危険物の持ち込みは禁止されています。  
刃物等(はさみ、カッター、ナイフなど)の危険物は、お持ちにならないよう御協力ください。
- (5) 持参されている手荷物は、すべてX線手荷物検査装置で確認します。手荷物は、なるべく減らしてお越しいただくよう、御協力ください。

